

ふれあい・いきいきサロンについて

1. ふれあい・いきいきサロンとは？

ふれあい・いきいきサロンとは、地域での孤立・閉じこもり防止や健康・生きがいづくりを目的に、身近な生活圏を拠点に参加者と協力するボランティアの皆さんが一緒になって企画・運営する仲間づくり・ふれあいの場づくりです。

この活動は、地域住民による支え合い活動として、全国各地で取り組まれており、赤磐市内でも活動の輪が広がってきています。

	28年度（H28年3月支給分まで）					27年度
	山陽	赤坂	熊山	吉井	合計	合計
サロン数	29	15	21	28	93	94
地区組織化率	64.4	63.6	61.3	64.7	63.6	65.2
実施回数	275	122	292	157	846	803
延参加者数	5,055	2,521	4,838	2,880	15,294	15,465

2. ふれあい・いきいきサロンが目指すものは？

地域に暮らすすべての世代がそれぞれの特色を活かして「ふれあい・いきいきサロン」に参加することで、地域全体に「ふれあい」「交流」の輪が広がっていきます。そして、この交流が日常的になりお互いの生活上の心配ごとや困りごとに気づき、ごく自然に地域内での「支え合い」「助け合い」の活動（住民による支援ネットワーク体制）につながっていくことを目指しています。

3. ふれあい・いきいきサロンの効果は？

- 効果① 生活が楽しくなる。生きがいや社会参加の意欲が高まる。
- 効果② 地域の人とふれ合うことで、横のつながりや気の合う仲間づくりができる。
- 効果③ サロンに通うことで、孤立や閉じこもり防止になり、生活にハリができる。
- 効果④ 適度に体を動かすことで健康づくりができる。
- 効果⑤ 要援護者の生活ニーズの早期発見、早期解決へつながる。
- 効果⑥ 自立した日常生活に必要な情報提供、情報交換の場となる。
- 効果⑦ 地域における見守り、支え合いのネットワークへつながる。

4. ふれあい・いきいきサロンの内容は？

★参加者・人数

対象者は子どもから大人まで誰でも参加することができます。

また、人数は5～20名程度の少人数が望ましいとされていますが、地域の実情に合わせてください。

Point 参加者の募集方法

サロンの情報を対象者に届けるために、地域の実情や対象者の特性を見極めた上で、適切な情報発信を行う必要があります。また、チラシを作成する際は、楽しい雰囲気が伝わるよう、イラストを使うと効果的です。

(具体例) 掲示板、回覧板、チラシづくり、直接誘いに行く、家族に後押しをしてもらう

東窪田区民 各位
平成28年10月20日
東窪田区長 東 隆吉
東窪田ふれあいサロン 運営委員代表

平成28年度第5回東窪田ふれあいサロン開催のご案内

アフタヌーンティーのお誘い

ひと雨ごとに秋が深まり、そこかしこで稲刈りの音が響く収穫の季節となりました。皆様にはお忙しい日々を送られている事と存じます。来る11月のふれあいサロンでは「アロマトリートメント」を企画いたしました。アロマオイルの香りと、ハーブティー、スタッフの手作りスイーツバイキングでほんのひと時ゆったりとした秋の午後を過ごしてみませんか！皆様のご参加をお待ちしております。

記

- 日時 平成28年11月24日(木) 13:00～15:00
- 場所 東窪田多目的研修集会所
- 内容 アロマトリートメント と ハーブティーで心と体をリフレッシュ
講師 いきいき 先生 / ふれあい 先生

☆アロマって何？ (アロマのお話)
☆ハンドトリートメントやってみましょう！
(アロマオイルを使って相手の手の手をトリートメント)
☆ハーブティと手作りするスイーツバイキング

4. 参加費 200円

5. 持ち物 タオル2枚 (ハンドタオルは小さいので不可)
※アロマオイルを拭き取る時に使用

6. 参加申込 参加ご希望の方は11月17日(木)までに下記の運営委員へお申し込みください

※ふれあいサロンは、社会福祉協議会から一部運営費の助成を受けて行っています。

いきいきサロン「クリスマス会」のご案内
福祉推進員 地域福祉子

朝晩めっきり冷え込む季節になりました。
皆様 お元氣でお過ごしでしょうか。
今年度3度目のいきいきサロンは少し早目のクリスマス会を企画いたしました。
脱帽タップ・クリスマスソング・ビンゴゲーム (素敵な景品があります)
又、お弁当を食べ、おしゃべりをして楽しく過ごしませんか。

皆様のご参加をお待ちしています

日時 平成27年12月14日(月曜日)
時間 10時30分～13時30分
場所 4丁目集会所
会費 200円(お弁当ありきず)
(尚、12月8日以降の参加取り消しの場合は200円のお弁当の引き取りをお願いします)
対象者 60歳以上の方 ボランティアの方
持参するもの サインペン

参加申込書

氏名	住所	TEL	氏名	住所	TEL

11月29日(日)までに回覧してください

★運営の中心的な担い手

サロンの運営の中心的な担い手は、福祉推進員、民生委員児童委員、老人クラブ、愛育委員、栄養委員、区・町内会、地域のボランティア等で連携・協働して運営することが大切になります。

Point 中心メンバーを集める

活動を継続していく上で、サロンの趣旨に共感し、ともに活動してくれる仲間を見つけることが重要です。知人やご近所、地域で活動されているかた、特技や技術を持ったかたなど、地域の人財の支援や協力が得られれば、サロン運営も順調に進みます。

★ 実施場所

実施場所は、地区のコミュニティハウスや集会所、公民館など参加者が歩いて参加できる場所で開催しましょう。

(サロンの目的を達成するために適当と認められる場合は、赤磐市内の公共施設やそれに準ずる施設で開催されるものも助成対象活動として取り扱いを行っています。)

★ 開催回数

日常的にふれあい・集える場づくりを進めるため、月1回程度まで徐々に頻度を増やしていくことが理想です。なお、参加者やボランティアの意向、運営体制を踏まえて継続して活動できるように無理のない計画を立ててください。



Point

フリースペース型のサロン（茶話会やカフェなど）

予定を立てて活動を行うプログラム型サロンは、担い手の負担が大きくなりがちです。

特に決まったプログラムを実施せず、おしゃべりを中心に展開するフリースペース型サロンをうまく組み合わせることによって、無理のないペースで定期的に行うことも一つの方法です。

★ 内容・プログラム

ふれあいサロンは、地域の誰もが参加できる活動であり、地域の人たちに親しまれる場づくりが原則となります。地域に開かれた場づくりを目ざし、参加者や地域住民と一緒に話し合っ、みんなで楽しめる内容を考えてください。



Point

地域に開かれた場づくり

ふれあいサロンは、同好会やサークル活動とは異なり、地域の誰もが参加できる活動です。

おしゃべり、会食、季節行事、手芸、健康体操、カラオケ、ゲーム、園芸、講習会など活動内容は様々ですが、参加者や地域住民の声を取り入れながら、プログラムを考えましょう。

★ 運営のための費用等

サロンは、参加費等の自主財源で運営することが望ましく、県内のサロンでは、平均200円～300円程度の参加費を徴収して運営が行われています。

(赤磐市社会福祉協議会では、サロンの運営費や活動費の助成を行っています。)



Point


運営費用の確保

費用をかけずに楽しむことも大切ですが、参加者主体の雰囲気づくりや運営への関心を高めるためにも、必要な費用は、参加者の利用料や会費をあてることが基本です。

また、地域のイベントに出店するなど、運営費用の確保につとめているサロンもあります。

★ 事故等への対応

サロンには、高齢者や障害者、子どもなど様々な人が参加しますので、どんなに気を付けていても不慮の事故が起きる場合があります。運営者は、事故の防止や不測の事態が生じたときの対応について、考えておく必要があります。

 **Point** ボランティア行事用活動保険

●補償金額（保険金額）

		保険金の種類	補償金額	
ケガの補償	参加者本人のケガ	死亡保険金	400万円	
		後遺障害保険金	400万円（限度額）	
		入院保険金日額	3,500円	
		手術	入院中の手術	35,000円
		保険金	外来の手術	17,500円
		通院保険金日額	2,200円	
賠償責任の補償		対人事故	1名・1事故2億円（限度額）	
		対物事故	1事故1,000万円（限度額）	


●保険料
1名あたり28円/日
(最低保険料560円)

●補償期間
行事開催期間

●その他
従来のAプランに加え、名簿の備付が不要なCプランが新設（活動対象や範囲に制限あり）

★ 会計事務

ふれあいサロンの運営費については、適切に会計事務を行うためのルールづくりを行い、地域のかたに理解いただけるよう情報公開を行う等透明性の確保に努めることが大切になります。

 **Point** 会計の透明性の確保のための具体的な取り組み例

- 金融機関の口座により運営費を管理し、お金の出し入れの記録を残す。
- 現金出納帳により現金の収入と支出をすべて正確に記録する。
- 個人名ではなく、ふれあいサロン名の領収書を発行してもらう。
- 会計担当者を置く、通帳と印鑑は別の人が管理するなど、複数の人が関わって出納管理を行う。
- 会計監査など、第三者により会計処理が適切になされているかチェックする。
- ふれあいサロン関係者のみならず、地域のかたに広く決算報告を行う。

★ その他

ふれあいサロンの運営にあたり、開催案内チラシ等に「ふれあい・いきいきサロンは、社会福祉協議会から一部運営費の助成を受けて行っています。」と明示してください。

ふれあい・いきいきサロンの立ち上げについて

～社協ができること～

1. 最初の働きかけ

- ① 福祉推進員を対象とする会議などにおけるサロンの意義や目的等の説明
- ② サロンの取り組みに向けた区長・町内会長への文書依頼

2. 開始準備への支援

- ① サロン説明会の開催
福祉推進員、区長・町内会長、民生委員児童委員、愛育委員、栄養委員、老人クラブ、ボランティア（サロンに関心のある方）
- ② 立ち上げ経費の助成
- ③ 参加者募集・P R
案内チラシ印刷

3. 運営への支援

- ① プログラムの企画等への側面的支援の実施
ボランティア派遣（マジックや演芸などボランティアの紹介・調整）
- ② 活動に必要な機材・備品等の貸出
レクリエーション用具、車いす、マジック用品
- ③ 広報紙におけるサロン活動の広報・P R
- ④ 運営に関する相談・助言
- ⑤ 運営費・活動費の助成
- ⑥ 行幸用保険等の案内及び加入受付

